

王禅寺センタ（HTR）に係る3条改正の申請について

炉規法改正法第3条に基づき、廃止措置計画と保安規定について、以下の内容の変更申請を行います。

申請書	主な変更の内容
廃止措置計画変更申請 （5次改正）	・品質マネジメントシステムに係る記載の追加 ・性能維持施設に係る記載の追加
保安規定変更申請 （21次改正）	・品質マネジメントシステムに係る記載の追加 ・施設管理に係る記載の追加

提出日：令和2年9月30日（最遅）

なお、上記の変更申請は、以下に示す現在審査中の申請（補正を含む）を反映した内容を予定しています。申請の手続きについて、ご指導お願い申し上げます。

申請書	従前の申請
廃止措置計画 変更申請 （4次改正）	令和元年 8月 2日 HR19-036B
	令和2年 2月28日 HR19-360B（第1回補正）
	令和2年 6月 4日 HR20-053B（第2回補正）
	令和2年 8月 3日 HR20-124B（第3回補正）
保安規定 変更申請 （20次改正）	令和元年10月31日 HR19-038B
	令和2年 2月28日 HR19-361B（第1回補正）
	令和2年 6月 4日 HR20-056B（第2回補正）

以上